

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱

平成20・09・11財資第1号
平成20年10月1日
経済産業大臣 二階 俊博

20170112財資第2号
平成29年3月13日
一部改正

20200317財資第23号
令和2年4月1日
一部改正

20210127財資第3号
令和3年2月26日
一部改正

(通則)

第1条 民間金融機関等（以下「金融機関」という。）に対する国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫及び信金中央金庫
- (3) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (6) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行

(補給金の交付)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる者に対して金融機関が行う資金融資事業（以下「交付対象事業」という。）の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において、金融機関に対して交付対象事業に係る補給金を交付するものとする。

- (1) 我が国周辺の大陸棚及びこれに準ずる陸域の深層部、山間地等開発地域から相当程度離れた地域における石油・天然ガスの開発事業であって以下の施設に関するもの。

- (2) 開発井
- (3) プラットホーム及びこれに搭載する機器、設備（海域のみ）
- (4) (2) と同一地域に設置される採取・生産施設（陸域のみ）
- (5) (2) に連絡するパイプライン、ケーブル
- (6) (2) ないし (5) 各設備の附属設備
- (7) 国内天然ガスの安定供給に寄与する LNG 基地関連設備

(補給金の交付の申請)

第4条 金融機関は、補給金の交付を申請するときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに、様式第1により交付申請書を大臣に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により申請が遅延する場合には、あらかじめ、大臣の承認を得るものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 金融機関は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第11条の規定に基づく状況報告、第12条の規定に基づく金融機関からの実績報告又は第14条第1項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第8条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第11条の規定に基づく要求、第13条の規定に基づく通知、第15条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、又は同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(補給金の交付額)

第7条 金融機関に対する補給金の額は、交付対象事業について、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365}$$

A：当該単位期間における日ごとの当該貸付契約に係る貸付残高の合計

B：0.4パーセント

ただし、「(当該貸付契約に係る年利(パーセント)) - 0.4パーセント) < 0.05(パーセント)」となる場合は、「B = (当該貸付契約における年利(パーセント)) - 0.05(パーセント)」とする。

単位期間：3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間。ただし、7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日からそれぞれ3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。

(補給金の交付決定)

第8条 大臣は、金融機関から第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、速やかに補給金の交付決定通知書を金融機関に送付するものとする。

2 第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 金融機関は、補給金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(変更の承認等)

第10条 金融機関は、次の各号に掲げる場合においては、大臣の承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告)

第11条 金融機関は、交付対象事業の遂行について、大臣の要求があったときは速やかに様式第2による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(金融機関からの実績報告)

第12条 金融機関は、単位期間が満了したとき(交付対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、単位期間の満了の日(交付対象事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(金融機関に対する補給金の額の確定)

第13条 大臣は、金融機関から前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補給金の額を確定し、金融機関に通知する。

(補給金の支払)

第14条 金融機関は、補給金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補給金の額の確定通知を受けた後において、様式第4により、請求書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の規定により金融機関から提出された請求書を審査し、補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、金融機関に対し、補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第10条第1項第2号の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 金融機関が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 金融機関が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 金融機関が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補給金が交付されているときは、期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 前項の補給金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の経理)

第16条 金融機関は、補給金の経理について、補給金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 金融機関は、交付対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 金融機関は、交付対象事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。金融機関又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も金融機関による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は交付対象事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日より施行し、平成29年度予算から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

第2条 第5条Bのただし書きの規定は、この交付要綱の施行後にする交付対象事業について適用し、この交付要綱の施行前にした交付対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日より施行する。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付申請書

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 利子補給金交付申請額

2. 交付対象事業の内容

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備考
			貸付額と利子補給対象額が異なる場合は、その旨記入すること。

3. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金状況報告書

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付対象事業の遂行状況

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金実績報告書

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備考
			貸付額と利子補給対象額が異なる場合は、その旨記入すること。

2. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金支払請求書

国内の石油天然ガス開発等の資金借入に係る利子補給金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。